

# 資料編



## 資料編

### I 計画の策定過程

| 日程                                             | 項目                                 | 内容等                                                                                                  |
|------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年(2022年)<br>12月13日～<br>令和5年(2023年)<br>1月13日 | アンケート調査の実施                         | ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査<br>②在宅介護実態調査<br>*郵送配布・郵送回収                                                         |
| 8月14日                                          | 令和5年度第1回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 | 1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(せっつ高齢者かがやきプラン)について<br>2. 令和4年度事業の進捗管理について<br>3. 令和5年度の主要事業について                 |
| 10月16日                                         | 令和5年度第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 | 1. 第8期せっつ高齢者かがやきプランの総括について<br>2. 第9期せっつ高齢者かがやきプランの骨子案(施策体系)について<br>3. 日常生活圏域について<br>4. 地域密着型サービスについて |
| 12月15日                                         | 令和5年度第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 | 1. 令和5年度市町村保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について<br>2. 第9期せっつ高齢者かがやきプランの素案について                       |
| 令和6年(2024年)<br>1月24日                           | 令和5年度第4回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 | 1. 第9期の介護保険料について<br>2. 第9期せっつ高齢者かがやきプランの案について<br>3. パブリックコメントの実施について<br>4. 答申(案)について                 |
| 2月1日～<br>3月1日                                  | パブリックコメントの実施                       |                                                                                                      |
| 3月27日                                          | 令和5年度第5回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 | 1. 令和5年度の取組<br>2. 第9期せっつ高齢者かがやきプランについて<br>3. 答申について<br>4. 地域密着型サービスの開設等について                          |

※アンケート調査の結果と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会の資料及び議事録等については、市ホームページで公開しています。

アンケート調査結果



審議会資料及び議事録等



## 2 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会規則

○摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会規則

平成26年3月31日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例(昭和44年摂津市条例第26号)第3条の規定に基づき、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、摂津市附属機関に関する条例別表第1項に掲げるその担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平29規則8・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平29規則8・追加)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部高齢介護課において処理する。

(平29規則8・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(平29規則8・旧第8条繰下)

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成29年2月27日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

### 3 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会委員名簿

令和6年（2024年）3月31日現在

| 区分             | 氏名      | 団体・役職名            |
|----------------|---------|-------------------|
| 学識経験者          | 石川 久仁子  | 大阪人間科学大学社会福祉学科    |
|                | 武田 卓也   | 大阪人間科学大学社会福祉学科    |
| 福祉・医療<br>福祉関係者 | 切東 美子   | 摂津市医師会代表者         |
|                | 柏原 肇    | 摂津市歯科医師会代表者       |
|                | 海野 千幸   | 摂津市薬剤師会代表者        |
|                | 下村 宗治   | 摂津市介護保険事業者連絡会代表者  |
|                | 百武 昭彦   | 摂津市介護保険事業者連絡会代表者  |
|                | 榎谷 佳純   | 摂津市社会福祉協議会代表者     |
|                | 井川 美知子  | 摂津市民生児童委員協議会代表者   |
|                | 井口 久和   | 摂津市シルバー人材センター     |
| 市民団体等          | 松田 敏昭   | 摂津市老人クラブ連合会代表者    |
|                | 増本 笑子   | 摂津市老人介護者（家族）の会代表者 |
|                | 東 芳子    | いきいき体操の会          |
|                | 野々村 レイ子 | ほほえみの会            |
| 公募市民           | 佐々木 信子  | 介護保険第1号被保険者代表者    |
|                | 辻 賀代子   | 介護保険第1号被保険者代表者    |
|                | 長崎 俊幸   | 介護保険第2号被保険者代表者    |
| 行政機関           | 西田 伸子   | 大阪府茨木保健所職員        |

## 4 諮問・答申

---

### (1) 諮問

摂保高第911号  
令和5年8月14日

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会  
会長 石川 久仁子 様

摂津市長 森 山 一 正

#### 諮問書

第9期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について調査審議賜りたく、「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会規則」第2条に基づき諮問します。

## (2) 答申

令和6年3月29日

摂津市長 森山 一正 様

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会  
会長 石川 久仁子

答申書

令和5年8月14日付摂保高第911号で諮問のありました第9期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について調査審議を行い、別添のとおり取りまとめました。



我が国では少子高齢化が進展しており、第9期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間中には、ついに団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり介護給付費の大幅な増加が見込まれる令和7（2025）年が到来します。また、将来を見据えると、こうした傾向は一層加速し、今後急激に介護需要が増加することが見込まれています。こうした状況の中で、国においては、「年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指す」として全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築が進められています。

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会では、こうした状況の中で、「生きがいをもって暮らせるまちづくり」「様々な人が支え合えるまちづくり」「安心してサービスを受けられるまちづくり」の実現に向けて、学識経験者、福祉・医療関係者、市民との協働のもとで議論してまいりました。答申にあたっては、特に留意する事項として下記の通り意見を付記しますので、摂津市においてはこれを十分に尊重し、基本理念である「一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち」の実現に向けて取り組まれるよう望みます。

#### 記

#### 1. 地域づくりの活性化

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、日常における感染対策について、個人の判断にゆだねられることとなりました。長らく続いた行動制限がなくなり、社会は日常を取り戻しつつある状況です。

一方で、高齢者の中には、新型コロナウイルスの感染予防のために外出を控えているという人や地域活動への参加が減ったという人が少なからずおり、生活不活発による身体機能の低下や社会とつながる機会の減少による孤立が懸念されます。

高齢者が自分らしく健やかに暮らし続けることができるよう、多様な地域活動に参加しやすくなるような場づくりや情報発信を行い、また、そうした場に参加しやすい外出支援を行うことで、外出を控えている人も再び社会に参加し、活動できるような取組を進めてください。

#### 2. 適切なタイミングで適切な支援につながる連携体制の強化

高齢者の支援機関としては、地域包括支援センターをはじめとしたさまざまな機関があります。また、摂津市では、ひとり暮らし高齢者の登録制度やライフサポーターによる訪問などの見守り体制が整備されています。一方で、介護が必要な状態になったり認知症を発症したりするなど、支援が必要である状態にも関わらず、自らSOSを発することができない人もいます。支援を必要とする人が適切なタイミングで適切な支援を受けることができるよう、関係機関や市民を含めた連携体制の強化に取り組んでください。

### 3. 取組の周知と多様な主体の参加促進

摂津市では、老人クラブ、シルバー人材センター、健康づくりグループ等の団体による各種活動や、生活支援有償ボランティア活動や住民団体による外出支援等の市民同士の支え合い活動など、様々な市民活動が行われています。一方で、活動の周知が十分に行き届いておらず、活動する人が限定的となっており、また、摂津市が実施する制度や取組等についても、十分な周知が行き届いていないとの声もあります。

今後、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中では、医療関係者・介護関係者や既に活動をしている市民だけでなく、民間事業者や新たな有志の市民など、多様な主体に関わってもらう必要があります。今後はより一層、市民の参画を広げるとともに、民間事業者による高齢者支援の情報収集を行い、活用するための仕組みを検討してください。

### 4. 介護人材の確保

国の調査によると、令和4（2022）年に初めて介護分野から離職した人が入職した人の数を上回り、介護人材の減少が問題となっています。

摂津市においては、第9期の期間中には要支援・要介護認定者が260人増加し、また、長期的には令和17（2035）年には1,042人の増加が見込まれています。今後、介護職員の確保は継続的な課題となっており、特にケアマネジャーやヘルパーについては、既に人材が不足しているとの声もあることから、確保に向けた取組を特に重点的に行ってください。

同時に、ハラスメントの防止に向けた取組や、外国人人材を含めた介護現場で働くすべての人にとって働きやすい環境づくりに取り組んでください。

### 5. 人生の最期まで安心して暮らせる施策の検討

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」では、2040年頃まで死亡者数が増加する見込みとなっています。また、核家族化が進む中、身寄りがいない人の葬祭等は全国的に増加傾向となっています。摂津市においても同様の傾向が予想され、第9期せつ高齢者ががやきプランの策定に向けたアンケート調査では、高齢者が不安に感じることとして「終活に関すること」は3番目に多くなっています。他自治体では、行政等による支援を実施している事例もあり、市民が安心して暮らし、そして安らかな最期を迎えられるよう、単身高齢者の身元保証や終活支援の施策について、検討を行ってください。

以上

## 5 介護（予防）サービス一覧

### （１）居宅サービス

#### ① 居宅を訪問するサービス

| 種類                          | 主な内容                                                   |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 訪問介護<br>（ホームヘルプサービス）        | 訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護などの日常生活上の世話をを行います。  |
| 訪問入浴介護・介護予防訪問介護入浴介護         | 介護者が居宅を訪問して、浴槽を提供し、入浴の介護を行います。                         |
| 訪問看護・介護予防訪問看護               | 看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。                  |
| 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション | 理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを行います。 |
| 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導       | 医師・歯科医師・薬剤師などが居宅を訪問して、療養上の管理・指導を行います。                  |

#### ② 施設に日帰りで通うサービス

| 種類                                    | 主な内容                                           |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|
| 通所介護<br>（デイサービス）                      | デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話や機能訓練を受けます。 |
| 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション<br>（デイケア） | デイケアセンターなどに通い、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けます。 |

#### ③ 施設に短期的に入所するサービス

| 種類                                 | 主な内容                                                                 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護<br>（ショートステイ） | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。 |
| 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護<br>（ショートステイ） | 介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けます。     |

#### ④ 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

| 種類                    | 主な内容                                                                    |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与     | 車椅子や電動ベッドなどの福祉用具の貸与を受けます。<br>一部、要介護Ⅰの人はその福祉用具を必要とする医学的な所見などが必要な場合があります。 |
| 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入 | 入浴用椅子、腰掛便座など、貸与にはなじまない入浴や排せつのための用具の購入費が支給されます。                          |
| 住宅改修・介護予防住宅改修         | 住宅の手すりの取付け、段差の解消など、小規模な住宅改修の費用が支給されます。                                  |

#### ⑤ 特定施設への入居

| 種類          | 主な内容                                               |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 特定施設入居者生活介護 | 指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などの入居者が、日常生活上の世話を受けます。 |

### (2) 地域密着型サービス

| 種類                                            | 主な内容                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                              | 日中・夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を一体的にまたは連携して行います。                                                                       |
| 夜間対応型訪問介護                                     | 可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問します。                                                  |
| 地域密着型通所介護                                     | 定員が18名以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行います。                                                                              |
| 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護<br>（認知症対応型デイサービス）   | 認知症のため介護を必要とする人が、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。                                                  |
| 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護                   | 小規模な住居の施設で通いを中心としながら訪問サービスや短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの日常生活上の介護を受けます。                                                      |
| 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護<br>（認知症グループホーム） | 認知症のため介護を必要とする人が、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、認知症の進行を遅らせ自立した生活を営むことができるよう、入浴などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けます。<br>要支援Ⅰの人は利用できません。 |

| 種類                          | 主な内容                                                                                       |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域密着型特定施設入居者生活介護            | 指定を受けた入居定員 29 人以下の有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などの入居者が、日常生活上の世話を受けます。                             |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養） | 定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。新規入所は原則として要介護 3～5 の人が対象です。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護               | 小規模な住居の施設で通いを中心としながら訪問サービスや短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの日常生活上の介護に加え、看護師などによる訪問（看護）を受けます。        |

### （３）施設サービス

| 種類                  | 主な内容                                                                                          |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人が、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の管理を受けます。                      |
| 介護老人保健施設（老人保健施設）    | 病状が安定していて、入院・治療をする必要はないが、リハビリや看護・介護の必要な人が、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を受けます。        |
| 介護医療院               | 介護療養型医療施設に代わり、長期にわたり療養が必要な人が、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けます。          |
| 介護療養型医療施設（療養病床等）    | 病状が安定期にある長期療養患者が、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を受けます。令和 5 年度（2023 年度）末に廃止となりました。 |

### （４）居宅介護支援・介護予防支援

| 種類            | 主な内容                                                                                                             |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護支援・介護予防支援 | ケアマネジャーが、利用者の心身の状況やおかれている環境に応じた介護（予防）サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整を行います。 |

## 6 用語解説

### か行

#### ●介護医療院

これまでの介護療養病床に代わり、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア\*」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。地域包括ケアシステムの5要素（住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的の施設ではない。

#### ●介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられる。（令和5年度（2023年度）末で廃止。）

#### ●居住支援協議会

住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が一堂に会し、居住に困難を抱える人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、高齢者の見守りや生活支援等に関する情報共有・情報提供等を行う協議会。

#### ●行政経営戦略

「摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「摂津市総合計画」を一体化させ、10分野29施策で構成する市の総合的な計画。

#### ●ケアプラン

要支援・要介護認定者の心身の状況、そのおかれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、どのような介護保険サービスを、いつ、どれだけ利用するかを書面にまとめたものをいう。

#### ●ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援・要介護認定者からの介護保険サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成や介護サービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

#### ●健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。

## ●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

## ●高額介護（予防）サービス費

公的介護保険サービスを利用し、自己負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、同じ月に一定の上限額を超えたとき、申請により超えた分が払い戻される制度。

## ●コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口である場合に用いられることが多い。

# さ行

## ●災害時要援護者支援制度

本市では、災害時に高齢者や障害者などの、自力での避難が難しい方が迅速かつ安全に避難することができるよう日頃から支援体制を整備することをはじめとし、支援を必要とする人だけではなく市民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指している。

そのために、災害時において支援を必要とする人から申請を受付し、地域の支援者にその情報を提供・共有することにより、日ごろから防災訓練に役立て、地域での連携を強化し、災害時に備える制度。

## ●作業療法士

食事や入浴など日常生活の動作、字を書くことやレクリエーションに至るまで様々な作業活動を通して、身体と心のリハビリテーションを行う専門職。理学療法士と異なる点として、そううつ病及び摂食障害などの精神分野も対象としている。

## ●サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを実現する「地域包括ケアシステム」の拡充施策として、平成23年（2011年）に創設された登録制度に基づく住宅のことで、60歳以上の高齢者等を対象とし、バリアフリー\*など一定の建築基準を満たし、少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供する。略して「サ高住」ともいう。

## ●サロン

校区等福祉委員会が実施している事業で、地域福祉活動拠点や集会所等において、高齢者や子育て中の人などを対象に、レクリエーションなどの様々な楽しい企画を通じて親睦を深め合うことができる場づくりを図るもの。

### ●シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定された高齢者の福祉の増進に資することを目的とする法人。同センターでは、高齢者の豊かな経験と能力を生かして、生きがいや健康保持のため、仕事を紹介している。

### ●新型コロナウイルス感染症

COVID-19 (coronavirus disease 2019)：令和元年（2019年）に発生した感染症。ヒト・ヒト間での感染が認められており、症状としては、発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状や呼吸困難を伴う肺炎を認める場合がある。発生以降、感染症法上「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」として位置づけられていたが、令和5年（2023年）5月8日から「5類感染症」となった。

### ●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のため、地域において主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす者。

### ●成年後見制度

認知症、知的障害、精神的疾病などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度。家庭裁判所が成年後見人を選ぶ法定後見制度と、自らがあらかじめ成年後見人を選んでおく任意後見制度がある。

### ●せつつ医療・介護つながりネット

市内の医療機関や介護予防の活動場所（サロン・リハサロン、つどい場など）、市内外の介護サービス事業者について検索できるWEBサイト。

### ●せつつはつらつ脳トレ体操

認知症予防を目的とした市オリジナルの体操。頭と体を同時に動かし、徐々に動きのパターンを増やしていくことで、脳を鍛えることができる。

### ●摂津みんなで体操四部作

筋力・ストレッチ（柔軟運動）・バランス調整力・有酸素運動等の運動機能を向上させるための4つの体操。運動不足の解消やロコモティブシンドローム（運動器低下症候群）の予防に効果が期待される。

## た 行

### ●多職種連携

介護や医療などに従事する複数の専門職（ケアマネジャー、看護師、介護士等）が連携・協力してケア体制を構築すること。



## ●ターミナルケア

病気の治る可能性がほとんどなく、近い将来に死を迎えるであろうことが予想される時期の医療・看護的、介護的ケアのこと。終末期医療とも言われる。延命治療ではなく、死を前にした患者の心身の苦痛を緩和・除去し、QOLを保つことを目的とした医療は、緩和ケア、ホスピスケア等と呼ばれる。

## ●団塊の世代

昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に生まれた世代を指す。この3年間の出生数は約800万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。令和7年（2025年）には全て75歳以上の後期高齢者となるため、介護保険サービスの利用が増加すると想定されている。

## ●団塊ジュニア

昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年）に生まれた世代を指す。この4年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第二次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。令和22年（2040年）には全て65歳以上の前期高齢者となるため、労働人口が大幅な減少を始める時期と想定されている。

## ●地域共生社会

高齢者・こども・障害者などに関わらず、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会のこと。

## ●地域ケア会議

地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるもので、地域包括支援センター等が主催する。

## ●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、予防（介護予防）、福祉サービスを含む生活支援サービスが、日常生活の場において包括的・継続的に提供される地域での体制、支援・サービスなどの仕組みのこと。

## ●チームオレンジ

認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、より実践的な内容を学ぶ認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族等の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。見守り・声かけ、外出支援、ボランティア訪問、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介などを行う。

### ●日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力に不安があるため適切な福祉サービスを受けることができない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業のこと。

### ●認知症ケアパス

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の様態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

### ●認知症サポーター

行政機関や各施設などで開催される「認知症サポーター養成講座」の受講者。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族等を見守る応援者として活動する。

### ●認知症施策推進大綱

令和元年（2019年）に認知症施策推進関係閣僚会議においてまとめられた認知症施策の取組の指針を示したもの。基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族等の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくもの。

### ●パブリックコメント

市の基本的な計画案の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して計画の意思決定とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

### ●バリアフリー

全ての人が、社会生活を営むうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。建物や道路の段差などの物理的なバリアを取り除くだけでなく、より広い意味で、全ての人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

### ●フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」。フレイルは、運動、栄養、口腔、社会、心理の5つの機能低下によって起こり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

### ● ライフサポーター

社会福祉協議会の職員で、「ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の登録」等をした人に、個別訪問を行い、見守りや状況に応じて必要なサービスへつなぐなどの支援を行う人。

### ● リハビリテーション

高齢者に対するリハビリテーションは、第一に寝たきりや要介護状態を予防する予防的リハビリテーション、第二に疾病の治療とともに早期に開始される急性期リハビリテーション、第三に急性期から機能回復を目指した回復期リハビリテーション、第四に回復期後の身体機能維持を目的とする維持期リハビリテーションなどがある。

### ● 理学療法士

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、及び障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

## アルファベット

### ● C S W（コミュニティソーシャルワーカー）

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して、支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職員のこと。

### ● I C T

情報通信技術（Information & Communications Technology）の略。情報・通信に関する技術全般を表す言葉。

### ● Q O L

クオリティ・オブ・ライフ（Quality Of Life）の略。「生活の質」などと訳され、身体的、精神的、社会的、経済的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度、尺度などとして捉える概念。

### ● S D G s（持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成されており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なもの。

## ● SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきた。

**第9期せつつ高齢者かがやきプラン**  
**摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**

令和6年（2024年）3月 発行

発 行：摂津市

編 集：摂津市 保健福祉部 高齢介護課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL：06-6383-1111（大代表）／072-638-0007（代表）



上記の二次元バーコードから、第9期せつつ高齢者かがやきプラン  
摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を確認することができます。



